

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（企業、職業別：各種企）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄外資系企業, アルコア, 沖縄アルミ, フェアチャイルド, ブルーシール, インターナショナル・デアリーズ, C・Fシャープ, カイザー, クライメット・コントロール, SAXET・CO キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43468

記
録

NAGASHIMA & OHNO

TORAYA BUILDING
AKASAKA 4-CHOME, MINATO-KU
TOKYO 107, JAPAN

TELEPHONE (402) 9171
CABLE ADDRESS GOSHOLAW

1970年10月6日

外務省アメリカ局
北米第一課 森本幹雄様

件名： フェアチャイルド社の沖縄における事業

本日の御要望に従い、フェアチャイルド社の沖縄における事業につき、次の書類の写各1部を同封送付申し上げます。

1. 昭和44年6月12日付外資導入免許申請書
2. 1970年1月23日付法人設立事業開始報告書

事業計画はその後逐次具体化されてきておりますので、フェアチャイルド社と連絡の上これを入手次第追完申し上げたく存じます。

最後に、ストーン、フリードマンと通産省間の会議の日付は本年7月22日、フリードマンと通産省間の会議の日付は本年9月10日で、いずれも今朝申し上げた通りであることを確認申し上げます。

長崎 齊治

外資導入免許申請書

昭和44年6月12日

琉球政府行政首府

置 良 樹 苗 殿



申請人 フェアチャイルド・カメラ・アンド
インストルメント株式会社

代理人弁護士 長島安治
東京都港区赤坂4丁目虎屋ビル
長島・大野法律事務所内

(電話 03 - 402 - 9171)

1. 申請人に関する事項

1. 会社名： フェアチャイルド・カメラ・アンド・インストル
メント株式会社

2. 所在地と創立年月日： アメリカ合衆国デラウェア州
1927年11月22日

3. 主要役員と株主の氏名と国籍：

役員

シャーマン・フェアチャイルド	取締役会会長
シー・ロスター・ホーガン	社長兼取締役
ロバート・ブルース、ジュニア	副社長兼総支配人兼取締役
ウォルター・パーク	取締役
ウィリアム・シー・フランクリン	取締役
ロスウエル・エル・ギルバトリック	取締役
ルイス・エフ・ボーク、ジュニア	取締役

ウィリアム・エイ・スタンソン 取締役
 ジェイ・ブラッドフォード・ワートン, ジュニア 取締役
 ジョージ・テイ・ファイファー 財政担当副社長兼財務部長
 ✓ネルソン・ストーン 副社長兼法律顧問兼事務部長
 レオ・イー・ドウウオータ 副社長兼調査部長
 エフ・ジョセフ・ヴァン・ボツブレソ, ジュニア 副社長兼市場部長
 レイモンド・ジー・ヘネジイ 副社長兼総支配人
 フレッド・ウォルツァー 副社長兼総支配人
 エドワード・エイ・スモリンスキー 会計検査部長兼東海岸担当
 スタンレー・アイ・ロス 会計検査部長補佐
 ジェイムス・ビー・ランデン 財務部長補佐
 フィリップ・ヘース, ジュニア 秘書補佐

主要株主

シヤーマン・エム・フェアチャイルド

(以上全員アメリカ合衆国の国民である)

株式はニュー・ヨーク株式取引所で取引される。

a) 本社： カリフォルニア州マウンテン・ビュー、エリス・
ストリート 454

b) 部門：

機械装置： ニューヨーク州、ロング・アイランド、ヒ
ックスビル

デモント・エレクトロン・チューブ： ニュー・ジャージ
ー州クリフトン

グラフィック・イクイップメント： ニューヨーク州ロ

ング・アイランド、プレイングユー
 工業製品： ニューヨーク州ロング・アイランド、プレ
 イングユー

(航空製品、視視システム、電気計量)

機械装置： カリフォルニア州サニーグエイル

半導体： カリフォルニア州マウンテンビュー

宇宙・防衛システム： ニューヨーク州ロング・アイラ
ンド、ジオセツト

電子計量

マイクロウェーブ製品

一般に、当社は試験・計量装置および機械、換気装置、半
導体や集積回路などを含む種々の高度な電子装置を製造する。

フェアチャイルド・カメラ・アソシエイト・インストルメント・コ
ーポレーションは50年来、電気機械、電子装置および設備を
製造する一流の会社である。1957年以降は半導体の製造に
従事し現在では、この分野で、米国の三大会社の一つとなつてい
る。

a) 1968年12月現在の当会社の資本構成は次の通り：

普通株式(額面1ドル) 434,222株

434,222 / ドル

追加払込資本

470,380.5ドル

剰 余 利 益

32,341.97ドル

b) 1968年に於ける当会社の純売上(経常利益)は198

470,000ドルである。

e) 1968年12月31日現在の当会社の株主の数は、13,736名である。

f) 1968年12月31日現在の従業員は20,867名である。

5. 会社設立の公式書類

添付書を見よ。

6. 申請者と琉球会社との業務契約

なし。

II. 事業内容に関する事項

1. 琉球人の参加 - 所有権に関しては琉球の参加は見られない。

申し出の会社は、フェアチャイルド・カメラ・アンド・インスト
ルメント・コーポレーションの100%の子会社である。

2. 外国人の投資 - 当初の投資は100000ドルで、全額申
請人会社によつて投下される。内25000ドルは新会社に対す
る株式払込によるものとし、残額は貸付によるものとする。

3. 事業の内容 - 新会社は半導体製造を含む、電気設備、電子
製品の製造と販売を行う。親会社(フェアチャイルド・カメラ
・アンド・インストルメント・コーポレーション)の過去2年
間の監査済のバランス・シートについては、添付書類参照。親
会社の資本および繰越資金(52182460ドル)は、新会
社が臨時に必要とするかもしれない費用にも充分である。親会
社は1968年12月31日現在、12678344ドルの現
金、94762798ドルの流動資産(流動資産と流動負債と
の比率は、265対1)を有する。

4. 設備に関する生産計画

a) 電子工学部品の試験設備の設置。当初の設備における設備
の第一の目的は、香港や韓国での電子工学部品の試験を援助
することにある。電子工学部品は香港や韓国から沖縄の新会
社に供給され、電子試験やマーク付けや荷造り等の必要な仕
上げ作業を行う。かような工程を込めた製品は、日本、韓国や
米国の市場に供給される。

b) 設備に要する面積は当初500乃至1000平方フィート
からなり(ただし場所は未定)、20名の直接労働者と2名
の監督スタッフ(その内1名は経験のあるフェアチャイルド
のマネージャー)を雇う。マーク付け用の設備の如き、試験
用や仕上げ用の設備は、米国、香港や日本から供給される。
この装置に対する投資の見積りは30000ドルであり、他
に什器備品費用として2500ドルを要する。工場はこれを
賃借するものとするが、上記目的を達成するために、賃借物
件を改良する特別の必要はない。ただし、蒸中温度制御装置
の設置があるいは必要とされるかもしれない。

c) 原料および仕掛品の在庫は、工場の臨時的な需要を覆済に
するに十分な水準を保つものとする。完成品在庫も又消費者
に十分なサービスを提供するに必要な水準を保つものとするが、
これら在庫の具体的な水準は未定である。

d) 当初の生産が臨時的に行われるに並つた後に、事業を拡張
し従業員を100乃至200名に増加する予定である。工場
敷地と投資も同じく拡大されるが、現在の予想では、従業員

始から18ヶ月後にはこの活動水準に達するものとみられる。

①) 試験装置の修正や、顧客の特等な要求を充たすためのテスト
機器の搬入を当地で行うことが出来る技術研究室を第3年目
に設置する。このために4乃至8名の技術者を雇用し、研究
所設備には50000ドルを投資する。

②) 操業が順率的に進行し始めると(多分これは3年目か4年
目のことであるが)、電子工学部品の組み立て作業を進める
予定である。これらの組み立て作業は部品からの組み立てや、
回路回路、トランジスターあるいは他の電子組立と云つた設
備の材料の組み立てを含む。この設備の所要面積は4000
0平方フィートから成り、設備が完備し作業が開始された時
には1800乃至1500名を雇用する予定である。この設
備の全体の費用は^{1,500,000}15000000ドルを超えるものである。
建設と生産装置の揃え付けには約12乃至18ヶ月を要する
見込である。

Ⅱ. その他の必要事項

新会社は、現地の住民を雇用することにより現地に貢献する。
加うるに、現地の業者に対しても新会社によつて、最大限の発注
がなされる。新会社に必要な原料、設備、サービス等を供給する
為に現地経済の需要面を刺激するであろう。それと同時に、ここ
で生産される製品の高い付加価値率は、同製品に対する現地の
消費が可成り多大なものでない限り、輸出価値が輸入価値を上
廻るといふ結果をもたらす。加うるに、高度に達した技術が現地
に導入され、同様の企業或いは、新会社の製品の消費者或いは利

用者となる企業が誘致されるであろう。この企業の技術上の性質
から云つて、他の企業に比べ空気や水の汚染、騒音と云つた公害
発生のおそれはない。最後に、新会社は、熟練工や教育のある勤
労者を現地に誘引し定着せしめる。新会社がこれらの者に与える
利益は現地にとつても永続的な利益となるものと信ずる。

要するに、新会社とその企業活動は、実質的に現地経済に貢献
するものである。

法人設立・事業開始報告書

1970年1月23日

琉球政府
行政主席 屋良朝苗殿



フェアチャイルド・カメラ・アンド
インストルメント株式会社
(現地法人名: フェアチャイルド株式会社)
代理人 弁護士 長新守治

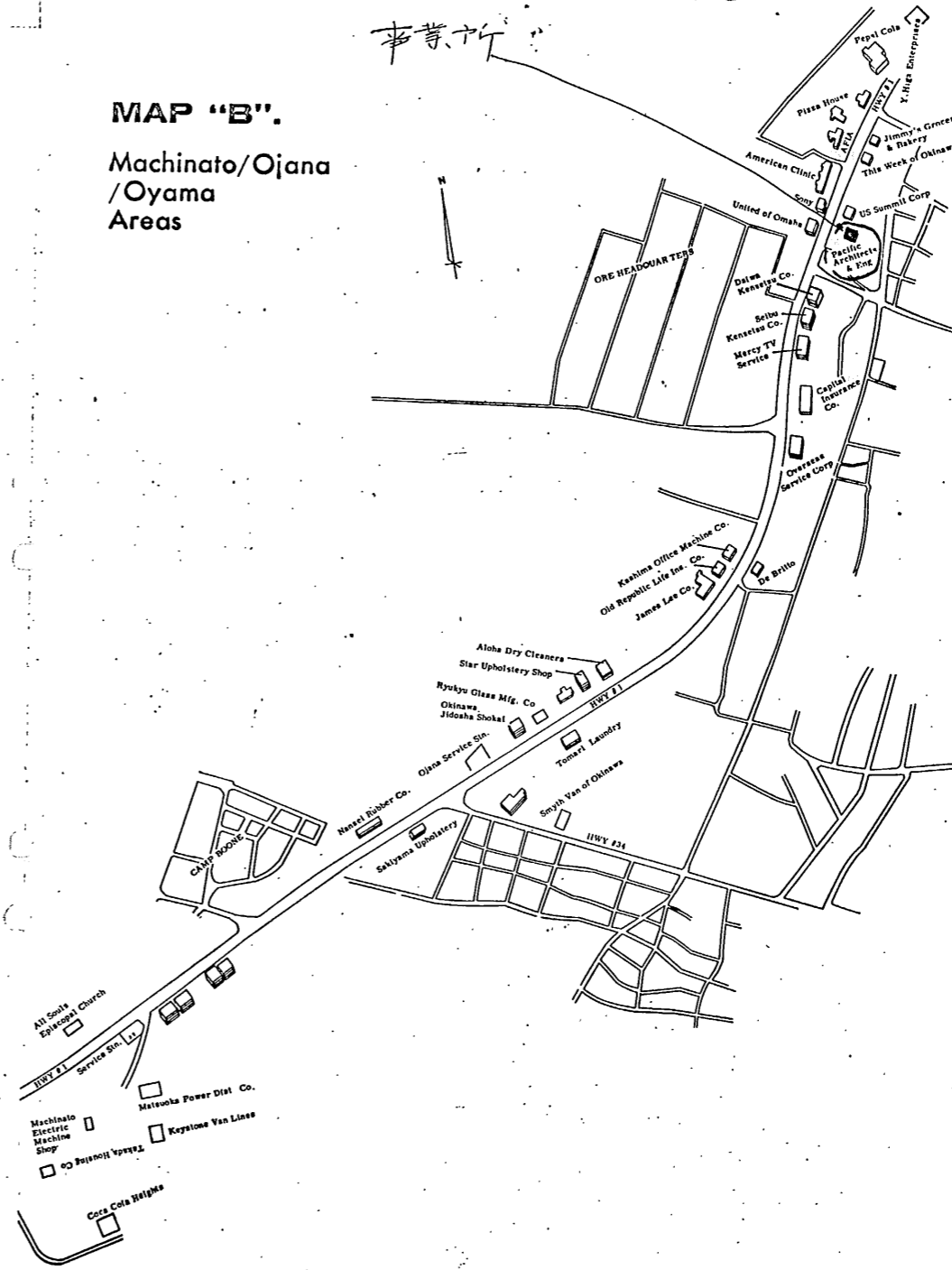
東京都港区赤坂4丁目虎尾ビル
長新・大野法律事務所
(電話 03-402-9171)

当社は1969年10月9日付外資導入免許オコ2号(同年11月18日付裁正申請書をもって一部修正)に基づき当社の全額出資により同年11月15日フェアチャイルド株式会社(と設立、直ちに免許に係る事業を開始し、現に宣野湾市宇大前門原136の事業所においてこれを行っており、免許オコ2号オコ4号に依りここに報告おほ届出をいたす。

添付書類

- 1. フェアチャイルド株式会社, 登記簿謄本 1通
 - 2. 事業所, 見取図 1通
- 以上

MAP "B".
Machinato/Ojana
/Oyama
Areas



経済局長 経済局
参事官
北米米二課長
無期限

アメリカ局長
参事
北米米一課長

Poppelen フェアチルド 副社長
の来訪

20日 12/18
米北1

18日 Poppelen フェアチルド 社 (Fairchild Camera and Instrument Corporation) 副社長

兼 半導体部門のゼネラル・マネジャー 大河原
アメリカ局参事官を来訪、同社、沖縄工場建設

等に関する30分に亘り 懇談した。要領
次のとおり、(当方 吉川、加藤

両米北1事務官同席) (なお、Poppelen 副社長は
ゼネラル・マネジャー 就任後 日が浅く、且、極東への

来訪は初出である、今回はよりお互いの 説明
来年2月再び来日して 詳細に 検討を

行なうことである。

GA 6

外務省

4070

(以下「社」副社長と略す) 2

1. 冒頭 Poppelen 副社長より、今回の訪日の目的は、
フェアチルド社 沖縄工場建設計画に関連し

社の意向等につき説明を行なった、日本側より若干
誤解を避けることとする。フェアチルド社には

沖縄工場建設により、日本市場を荒らすことなどは
毛頭なく、^{open} candid, straight-forward な

態度をとることに決めた、日本政府、業者等と長期に
亘り関係を樹立したいと思つて、この旨を
(説明があった。)

当方より、必要なライセンスを受けようか否か
質したところ、「社」副社長は、時期は 1969 年度

11月か、1968 年度末か、或いは 1969 年度初頭
に 日本政府に対し、正規の手続きに 従って、申請を
(琉球) (の資格関係)

行なうことと答えた。(エビデンスが 揃えば)

2. 引続き「社」副社長は、沖縄工場建設の

GA 6

外務省

背景につき、次のとおり述べた。

(1) フェアチャイルド社は 極東地域にあり

(イ) 香港、(ロ) 韓国、(ハ) シンガポールに工場を
有している。 (イ) は 多量の品目を生産しているが
4,500人の従業員を以て

労働力が不十分であり、(ロ) には 20万2千7百
トランジスタ- I.C. 部品の生産が中心となっており

従業員 (daily worker) 数には不足がないものの
Technician が不十分。又 (ハ) には 従業員

が 850名程度の需要を有している、との
実情がある。

(2) 以上を以て、日本は 半導体において最大の輸入
量を誇る。 (orders booking が 17百万ドル、

shipment が 30百万ドル)、且つ半導体の
売行きは 年率 30~35% 増加を示している。
(フェアチャイルドは NEC、TBSの子会社である TER、

その他 日立を以てとする コンピュータ- 会社 3 社
等と提携を結んでいる由)

(3) (沖縄工場の規模に因り質的に答へ)

上記の 状況に鑑み、フェアチャイルド社は

^{従業員}
沖縄に 2,000~2,500人位の規模の工場を
建設し、半導体等の生産を予定している。

^{2000年頃の予定}
希望を述べている。(但し、規模等については未だ
確定的ではない。2月末日の折 正確な情報

を伝えた。

3. 当方より、施設移転後後の沖縄における

米企業の問題を承知してまいり。日米共同声明
には「米国内企業、との言葉」本年11月21日

^{沖縄にある子会社を}
以降に操業を開始する米国内企業を含む
その問題について 旨述べた。米 副社長は
その旨を以て

今日の訪問に際し在京米大使館のバーシャー公使、ランデー参事官、タントン書記官等に会ったが、彼等は別に経指摘の問題を define するとはなかった。

11月21日以前から

又、フェアチャイルド社は既に沖縄に工場(2階建のビルを借り、1階を工場にしよう。2階は lease している)を建て、半導体等を生産している旨答えた。

現に operate しているところを借りる

4. 当方より、沖縄工場の形態 (joint venture とするかどうか) について聞いたところ、

「ホ」副社長は、フェアチャイルドは既にヨーロッパにおいて、オリベッティ等と joint venture を (大株主の後継にたいしては) 行っている。日本と会社とパートナーを組むことは more than willing である、ただ

ロイヤルティーの問題等も絡んでくる。P.I. (テキサス・インスツルメント) とソニーの間の (等種の問題) 提携方式を踏襲すべきか否か目下検討中である旨答えた。

5. 更に「ホ」副社長は、一般に自分が受けた印象ではフェアチャイルドの沖縄工場建設は一種のショックを日本側に与えているように思われる。先刻述べたとおり、自分達は日本側から危惧 (213) されたい旨の意図は有るが、又本件工場の建設は沖縄におけるテクノロジーの発展、雇用の増大、これは沖縄の経済成長に資するものであると考へた旨附言した。

6. 当方より、次回来日の際は、今日機会があったという通産省の担当者との会談を行いたい旨勧め、会談を促した。

取扱注意

至總務官

アメリカ局

参事

米北局長 佐野

北米第一課長

フェアチルド社、沖縄進出について
25.2.26
米北 / (吉川)

2月26日(木) フェアチルド社 (Fairchild Semiconductor) の株東担当取締役

Mr. Robert J. Friedman (弁護士長島安治の同道) は大河原参事官を来訪、挨拶

交換後、同社、沖縄進出に用いた従来、通産省との話合いの経緯につき長島弁護士

の要旨次々とあり述べた。(会談時間 20分)

記

1. フェアチルド社は琉球政府より昨年10月9日初回、一次免許を受けたこと、右免許

には組立 (assembly) の含まれ

い、た、た、た、た、同年12月18日第2次免許を受け、組立も含まれることになり

2. 去る2月2日長島同社顧問弁護士との通産省へ呼ばれ、外資課及び電子機器

電気課に呼ばれ、フェアチルド社の計画について「地味のみ」と判断せざるを得ない

得ないこと、直ちに取止められ、通産省と12日、本件計画を遺憾と12日、

会社側責任者の説明を求めたこと、趣旨の申し渡りを受けた。

3. 同社は(1) 本件計画が沖縄現地を歓迎され、また琉球政府から地場

産業の振興、雇用機会を増大、見地からこれを歓迎し、頼むと言われ

通産省が取り止めたこと、真意が判らぬ、(2) 本件計画の形態の

事、2) 日本本土に進出する場合は考慮すべき条件について検討する、例えは、

石油企業に示す必要のある条件を同社にも提示する、(3) テキサス・インストルメント

とソニーの合併企業に認められたこと、何故フエド知事と計画に認められたか

と申すのと又論した。

4. 二水に対し通産省は、(1) 琉球政府

歓迎云々のコメントせず、(2) 二水は石油企業にこの55%条件を提示した

承知しているか、電子工業は自由化(二水)を針の目、また(3) テキサス・インストルメント

とソニーの計画に認められたこと、同省と12月29日の種計画に7月29日4-2.1.5.

4-2を検討して2月22日と述べた。5.11.15 フエド知事と12月、通産省が

同社の責任者の説明を求めたと言いか、フエド知事の知事、会社幹部と通産省

の担当課長補佐の至課長に報告する旨の納得できた、如何かと大河原参事官の

御意見と同く、先般通産省高橋官房長に対し同社の幹部に通産省より担当者

推薦願いの旨を請(二水)同官房長は検討した。至課長にその旨を述べた。

(2) 二水に対し大河原参事官より、担当課長補佐に会って実動を期待する

「フ」氏が高橋官房長を儀礼訪問し、
その際重工業局長等を紹介して話をし

た。一方の思料が旨述べた。(参事官が
高橋官房長に旧在籍米軍参謀長たりし

「フ」氏の来意を告げ、儀礼訪問の斡
旋を行なった。高橋官房長は国会

閉会中であり、後日面会日時を通報
が旨述べた。また「フ」氏は美当り

通産省担当課への往訪を取止め、官房
長との訪問時間を7、29通報を待

旨述べた。))

長島弁護士と電話連絡

4.3.5
米北 /

5日長島弁護士より次々と電話連絡が
あり、大河原参事官の御配慮を謝しお礼を

した。お礼を述べた。(15:30 吉川受)

記

1. 本5日フリードマン氏の高級通産省官房長
を往訪。同官房長はフエフチヤ社に通
ずる。

当り人材を採りこむと述べた。同官房
長は推薦するとの事と困難に及ぶ。通用

な人を紹介するから、フエフチヤ社に
人選に希望を述べた。

2. 重工業局長との面会斡旋を要請した。

と云、高橋官房長は、フェアチャイルド9件は
自分の承知(2月11日)で、次の機会に

会を以て輪廻する旨外した。

又云、フリードマン氏は大河原参事官の
御書力に深謝にあり、ニラ旨スナイン

公使にも傳へる旨述べた由。

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

北米第二課長
フェアチャイルド社の沖繩進出
(長島・フェアチャイルド社顧問弁護士の来訪)

45.10.6
米北1(再)

A. 6日午前、長島・フェアチャイルド社顧問
弁護士は、大河原参事官及び千葉

北米第一課長を来訪し、同社の沖繩
進出に關するこれまでの通産省との

話合いの経緯及び發展等につき、
約40分はわたり次の如く面談した。

1. フェアチャイルド社側からみる経緯
先ず、北米第一課長より、南と北との

フェアチャイルドと通産省との話し合いがうまくいかず、フェアチャイルドが思い詰めて、沖縄において一方的に思い切った行動を取ることを考えているとの趣である。そこで当方より通産省に聞いてみると、同省は特にフェアチャイルドに対する態度を硬化させたりした訳ではなく、むしろ「フ」社からの接触待ちである旨述べている。他方、このような一方的行動を取れば、いまままで日米友好関係上在沖縄企業と通産省の双方の立場について外務省が種々配慮してきたところのその区つ加えずおそれがある。いずれにせよこの辺の点につきフェアチャイルドとして^どのよう^どにみているのか聞きたい、と述べたところ、長島はつき

のとおり述べた。
 (1) 7月22日にフリードマン及びストーン、「フ」社重役は、通産省に行き、南山電子機器電機課長と会談した。その際、同課長は、詳細については、赤伏重工業局長が韓国出張から帰任後回答するとしながらも、フェアチャイルドが、テキサス・インスツルメント—ソニー間であこなわれていると同様の合併企業(注1,2)を考えると如何?と示唆し、沖縄の本土復帰時にあける同社認可条件を然るべき時期に示す旨述べた。
 (2) その後、通産省より同社への条件が示されるものと思われ、一向に

話がなく、やむなく、同課の田中補佐
及び~~子~~係長に聞いたところ、
~~麻生総務班~~

予算の時期で忙しいとか、夏季休暇中
でありとかで、回答は秋が深くなつて

からおこなう旨述で、いつまでたっても場
が明かならなかつた。他方、支店設置につい

ては、2月以来申請してきているが、
通産省としては他の企業からの同様

の例が従来幾らでもあり半ばルーティン
的^に認可しているにもかかわらず、これ

も又一向に回答を得られないまゝ過
ぎている。

(3) 9月10日に、フリードマン重役が再び
上京し、国会開会中であるという関山
^{多佐}

課長によろやく短時間会うことができたが、その際、同課長は、自分は最近、

この課長に就任したばかりであり、
また、現今の米国製集積回路の日本

市場への安売り、日本製テレビのダブヒ
ンク問題等、日米経済関係の状況

が大きく変わってきているので、「フ」社に
対する条件を示す立場になく、支店

設置問題についても目下検討中であ
る旨述べた。

そこでフリードマンより、そのようなこと
であれば「フェアチャイルド」としては、琉政の

ライセンスによって権利に従って進むほか
仕方がない旨述べた次第である。

(4) 自分(長島)のみるところでは、通産省はフェアチャイルドの沖繩進出と支店申請、日本電気との業務提携更新(1973年に契約が切れるので、事前の協議を行っており、今月の19日には特許権使用料の非独占について再交渉を行なう予定。)等と結びつけて、これらの動きがモトローラ社のように、フェアチャイルドが将来、本エにおいて製品の直接販売を行なうための伏線であるかのように思っており、後向きな態度をとっているようだが、それは全くの思い過ごしである。

(注1) テキサス・インストルメントの場合には、合併企業設立後少なくとも2年後には全資本の50%を日本側へ渡すこととなっているというが、世間周知の事実である。通産省はかかる内容は知らぬと言っているが、恐らくはこれに暗黙の了解を与えているのであろうというのが業界の常識となっている。

(注2) (当方の質問に答え) 将来仮にフェアチャイルドが50-50の合併企業をやるとしても、日本電気とは余りにも競合(併しないだろう。何故なら日本電気とは)することが見込まれからである旨述べた。

2.(1) 当方の見解表明

(1) 北米/課長より、昨年の佐藤-ニコソン

共同声明第9項に關し、いわゆる「かけ込み企業」に対する通産省はじめ日本各方面

の反応振りを説明するとともに、外務省が通産省を説得し、ようやく既存の米中

小企業の存続を好意的に見るよう取り運んで来たのである。また大企業につい

ては、ガルフ、エッソ及びアルコア等、通産省との実質的話し合いにより解決す

よう持って行ったもので、フェアフィールドもそのようにして解決した。

「フ」の気持ちには判らぬでもないが、私も外務省としては、「かけ込み企業」については

これを defend するのは非常に難しい。次

冒頭のような一方的行動を取れば、単に外務省の立場を困難にするのみならず、

その他の在沖繩中小企業、ひいては沖繩返還全体にも悪影響を与えること

なろうと述べた。
(四) 先方の質問に答え、大河原参事官より、

たとえば、琉政のライセンスよりフェアフィールドがその事業計画を遂行するといつても、

そのやり方によっては、通産省、ひいては日本政府全体への挑戦と受け取られる

可能性があり、そうなっては外務省とにも通産省と同じ立場に立たざるを得な

い旨説明の上、フェアフィールドが、そのような印象を与える如き行為をとらぬよう

突々も注意する旨述べた。

(2) 上記の如く、先方より日本電気との契約

更新のためやってくる重役が通産省側と話し合うべく申入中である旨述べたので、

当方より、その会見が実現するには望ましいので、側面より通産省に対し実現方働き

かけておいと述べることも、同社の外務省との連絡を今後と密にするべきことを

要望したところ、先方はそのとおりにする旨述べた。

さらに当方より、沖縄への「かけ込み」そのものがいわば「原罪」であり、復帰後

外資企業の本土進出から日本を防犯（おとす）通産省下部担当者の一程の

ナショナリズムと刺戟せぬよう留意すべき旨再度強調した。

(3) 当方より、在沖縄フェアチャイルド社の事業活動振りにつき、資料提供方求めたところ、

先方は、取敢えず手許の資料を速やかに送付する旨確約し、辞去した。

同日午後、各弁護士より、上記在沖縄フェアチャイルド社の事業に関する別添の

書類を送付越した。

B. 1. 同日午後、他用としてアメリカ局長を来訪したスナイダー公使に対し、当方より、

フェアチャイルドについては、通産省とも接触の上、同社の弁護士とも会い事情を聴

取した。フェアチャイルド側に対しては、とも

かゝる本問題はできるだけ穏便に対
処することに努力するよう勧めあり、また

通産省に対しては、19日には同社重役
と会見するよう側面からあせらせる予定

なる旨述べたところ、又公使は、これを
非常に多といた。

2. 同日夕刻、北米1課長より、通産省の
西山臨時沖縄対策室長に対し、

各方面の程々聴取したところでは、本
問題は、双方にとって多分に心理的な

面があるとうかがわれるので、同社重役
の10月19日上京の際には、通産省

で恐るべく時間を割いて先方の話を
よく聞いてやること恐るべき旨、及び

当方より先方に対しては、余り一方的かつ、
ドラスティックな行動を取ることは不得策

~~である~~と、
なす旨伝えたる旨述べた。

これに対し、同室長は、フエイルド側

と会うよう取計らうべきこと、及び重工業
局次長に会わせるのがよいと思う旨

述べた。

秘
無期限

アメリカ局長
参事官

北米二課長

北米一課長

長島・フェアイル社顧問弁護士からの連絡。

45. 10. 7.

米北一 (森本)

7日午後5時20分頃、長島弁護士より当課
森本に対し、つぎのとおり電話連絡越した。

1. 昨日お話しした通り、19日から始まる週のフェア
イル社重役と通産省側の会見につき、本件窓口

である同省電子機器電核課・麻生徳治班
長に確認のため連絡したところ、同班長は、通産

省としては特に会う希望はない旨述べた。
当方としては、本会見を強く期待してゐるが

残念である。

又、早速、同社重役へは電報をもち右の次第

GA-6

外務省

通知したが、本会見が是非とも実現せよ
外務省の何分のご配慮を頂ければ

幸甚である。

GA-6

外務省

アメリカ局長

参事

北米第一課

長島弁護士からの連絡

45.10.14.

米北1(森本)

4日午後(2:55). 長島フエアキルド社顧問
弁護士より電話越しにこの通りの通り。

1. 19日から行なわれる予定であったフエアキ
ルド社と日本電気との契約更新に関する

協議は、日本電気側の都合により、11月
2日(月)から始まる週に開かれること

となった。

又、「フ」社重役は、11月20日以前に東京

に到着することと思いが、外務省側との会見
アポイントメントと得るため、到着次第連絡

いたします。

GA-6

外務省

課長

多田さん
佐藤さん

長島弁護士からの連絡

45.10.20

米北1(森本)

20日午後(2:30). 長島フエアキルド社
顧問弁護士より電話にて、日本電気側と

の協議のため来日するフエアキルド社の
ストーン副社長、スキャー副社長及び

フロードマン重役は、ご都合は11月4日(水)
の午後4:30以降、大河原参事官の

午葉北米一課長にお会いしたい旨要請
越しにこの通り、ご都合をお伺い願いたいこと

連絡越しにこの通り。

森本より、当方の都合は同日の決まり

次第、追って通知いたします。

GA-6

外務省

2. 20日午後4時30分頃、森本より電話にて、
「フ」社重役の来日予定が、11月4日(水)の午後4時30分以降、
大河原参事官の官邸にて行われることとなり、
北米一課長にお会いしたい旨要請越しにこの通り、
ご都合をお伺い願いたいことと連絡越しにこの通り。
森本より、当方の都合は同日の決まり次第、
追って通知いたします。

總理 蔣 字
27

- ① OK
- ③ MITI

(160) 1000 1000 1000
 1000 1000 1000
 1000 1000 1000

1000 1000 1000
 1000 1000 1000
 1000 1000 1000

1000 1000 1000
 1000 1000 1000
 1000 1000 1000

11/40 (水) 午後
11/2
1日協議あり 11/42あり
4:30以降
2:30
長島
2条 10時 5.6.7

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
北米第二課長
条約課長
新
長島

フェアチャイルド社の沖縄進出
(「フ」社副社長等の来訪)

45. 11. 6
東北 1

1. 4日夕方、フェアチャイルド社のストーン副社長、スカーズ副社長、フリードマン取締役及び長島同社顧問弁護士は、千葉北米1課長を来訪し、約30分間にわたり、つぎのとおり会談した。

(1) 先方より、通産省は、「フ」社の沖縄進出についての協議及び本土支店新設問題につき、極めて非協力的であり、7月以来双方の接触が断絶していること述べることも、同省の意図は「フ」社に対し極めて

字米沖へ送はするものと約している

敵対的であるとの印象を受け左旨述べた。
 (偶々同時期に米本土で電子機器輸
 出に關し、ダンピング問題等を起し、これが
 同省を刺戟したであろうことを認めていた。)

(2) 当方より、通産省としては未だ「フ」社の沖縄
 進出問題に關する態度なり、政策なりと同
 社側に伝える立場にないという状況がむしろ
 真相である旨を説明の上、同社には先長
 に通産省との話し合いを続け、dialogue
 を断らないようにすべきではないと説得した。

(3) その結果、先方は今回の滞日中に同省・重
 工業局の幹部に会い、当方に幹施方
 を要請した。

又(1)より、同日、北米課長より、西山通産省

臨時沖縄対策室長に「フ」社副社長等幹部
 と赤沢重工業局長との会談(表敬とい)
 形でフリー・トークをすむに相.)の実現方
 望したところ、同室長は努力してみよう旨述べ
 た。また、翌5日、大河原参事官より
 別途同様の要望を行なったところ、
 (赤沢局長に対し)
 同局長は、6日午前10時引見すべき
 こと、但し、専ら聴き役としてとどまる旨、
 述べた。

(2) 当方より右会見日時につき、長島を通じ、先
 方に連絡すべく、「フ」社側としては、できる
 限り詳細にかつ、穏和に自社の立場を
 述べることを終るべき旨、助言を与えてお
 いた。

3. 6日午後(1:30頃)長島より電話にて、通産省側との右会見の模様等につき、

つぎのとおり連絡越した。

(1) 本日午後10時に赤沢重工業局長を訪ね、約30分間会談することができたが、その際同局長は、(1)「フ」社の沖縄進出問題については、沖縄返還問題全般との日米政府間交渉と並行して、今後、「フ」社と通産省との直接の話し合いを続けたい。(2)支店の新設申請問題については、いまだよく知られてはいないが、これから担当課長と協議の上、早急に結論を出したい旨述べた。

(2) 会談の雰囲気は、最初通産省側が

同省の基本的立場に言及し、米側の集積回路等電子機器のダンピングを

非難するなどの固い態度を示したが、理介次「フ」社側の話を傾聴してくるようになった。

「フ」社側には、特に赤沢局長自らが支店設置問題に早急な結論を行なう旨確言したことに^{より}対し、今後の通産省側との話し合いに明るい見通しを印象づけられた。

(3) 通産省側との話し合いが、早急に行われるに至った外務省の働きに対し、「フ」社幹部一同深謝している。

なお、日本電気との交渉のため、12月中旬に函の同じ顔振りの「フ」社幹部が来日予定がある際、通産省側との話し合いを重ねるべく望んでいる。

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

条約局長 *ℓ* アメリカ局長 *ℓ*
参事官 *ℓ*
北米二課長 *ℓ* 条約課長 *ℓ* 北米一課長 *ℓ*

外資系企業取扱問題
(フェアチャイルド社フリードマン
副社長の来訪) (2/1)

46.3.10.
米北1

3月10日 フェアチャイルド社フリードマン副社
長が橋アメリカ局参事官を来訪、本件に

つき述べたところ要旨次のとおり。(先方
Scalise 海外部担当副社長、在京米大

シムツ、当方加藤米北1事務官同席)

1. 先方フリ、今回訪日の目的は (1) 現在
フェアチャイルドが日本電気 (以下 NEC と略称)

学
米
才
ミ
3/16

GA-5

との間に締結している独占販売契約を
より non-exclusive なものにする (「フェ」

社が直接 user と接触できるようにする)
ための NEC との話し合 (後述)、及び (四) 長

期的にみた NEC との提携関係の検討
にあり、通産省との話し合は今回は予定して

いないが、追って本土での支店設置と沖縄
での業務につき話し合うつもりであると前

提し、問題の現状、背景等につき説明し、
わが方は non-committal basis でこれを

聞いた。

2. 本土支店設置問題

(1) 「フェ」社は1年越して本土に支店設置
許可を申請しているが、それは他の競争

GA-6

企業 — ^端 単的にいえば既に本工において Sony と 50-50 basis で製造を行っている

るテキサス・インスツルメント (TI) — には比し no less favorable な取扱いを求めると

の考えを基調としている。「フエ」社は日本の半導体産業の振興に貢献して来ており、

右要請は reasonable なものであると思ふ。

なお、右支店設置申請は NEC による

「フエ」社製品販売を支援する (in support of) ものであり、「フエ」社の直接販売、

direct marketing を意図したのではない。

(2) 日本における半導体製造業は発展

を続けマーケットも拡大した (TI や Motorola はその恩恵に浴している) が、「フエ」社製

品の売上は大幅に減少傾向にある (1969年 11百万ドル以上、1970年 11百万

ドル、1971年 (見込) 5~8百万ドルの由) ので株主に対する説明にも苦慮する

次第である。(現行の契約締結以降 NEC も独自に半導体の生産に着手し

「フエ」社製品と競合関係 — ^{即ち} "genuine conflict" のある状態 — を生じている (但し

高級品は別) のも「フエ」社製品伸び悩みの一因であり、独占販売契約の

改訂を要する理由である。)

(3) 現在 NEC との間で行なっている licensee

arrangement に関する話がまとまれば、NEC は フェアフィールドの patent 使用関係

だけ残り、現行の独占販売権は消滅してエージェントではなくなり、フェアチャイルドは独自に marketing を行ないうる (但し manufacturing を行ないうる) 考えは

な~~ら~~由) こととなる。(なお、特許協定の有効期限は 1973 年 10 月、11 月頃の由)

NEC との話し合いの結果 そうなれば いずれは前記 2 (A) の支店とは別個に半

導体の輸入や marketing を行ない支店を設置したい考えも持っている。

(4) (通産省側の反応を質問した¹に²対し) 通産省側は本土支店設置と沖縄

業務とを結びつけ、支店設置を^認許していない。TI は既に SONY と合併

で本土で部品の輸入生産を行なっている。これは先例にならないという MITI の主張

は了解し難い。

なお NEC を通じて得た情報では、

通産側は NEC に対し、もし現在行なっている *licence arrangement* に因する話し合

がまとめればフェアチャイルドの支店設置を認める意向であるとの見解を示した

由であるが、通産省より「FE」社に対してはかかる *indication* はなく、右は

樂觀論にすぎると考えている。

3. 沖縄における営業

(1) 先方より、沖縄では 69 年 11 月 (注、共同声明の直前) から業務を開始し、

現在従業員80名を擁し、ダイオード、トランジスタ等の製造を行なっている。(当方より)

一説に沖縄工場は検査のみといわれているようであるが、と質したのに対し、

別添のプレスリリース — ^(1971年2月末頃) ~~目付不明につき~~
~~日下照会中~~ — を提示の上、既に1年以上

上 manufacturing を行なっている旨答へ。[。]又増産5ヶ年計画も持っているが、復帰

後いかなる取扱いを受けよかは、きりしないので、拡張の措置を取りにくい

ので、この点も明確な保証が欲しい。

(2) (当方より、本土支店設置と沖縄業務の継続とは結局からむ問題では

ないか、^(か)又いづれを優先するかと質した

に対し) (1) 沖縄業務は現在軌道にのっており、復帰後その存続を認

めてもらいたいことは当然であり、関心の深い点では本土支店設置と差がな

いか、緊急性の点からは本土支店設置が急務である。抑々両者は別個の

内題であつたが、時間の経過とともに絡み合いか生じてきたものである。

(b) MITIでは本件製造業を資本自由化のネガリストに入れていると聞いているが、

「フェ」社はMITIに対して、T1のケースと同時に適当な日本の相手と joint で
様

(例えば 50-50) 製造することを考え
てもよいと打合せしたがMITIは何等の

indication も示していない。

(3) なお現在沖縄で製造される電子製品は

80%が米国、20%はその他の各国向け輸出となっており、復帰後業務継

続が認められても日本の業界に与える impact は極めて少ないと思われる。

4. 以上に対し当方より commercial の問題も含まれているが、政府の立場

について現在正式の見解を申し述べる立場になく、^(「7」に於いては)弾力的な態度で通産省

と更に協議を続けられたい旨述べたところ、「フ」は4月はじめ上京の際

通産省側とも話合を行なうこととしたいと述べた。

5. 昨方事前に MITI 重工業局電子機器課より聴取した処では、MITI は依然

沖縄での「かけ込み」業務開始が本土への「裏口入字」をほかたものと見て

あり、日本業界の力がもう少し確立する迄外資は極力 delay させたいと考

えている趣であった。当方より、本件がハイライトを浴びる可能性があるので

合併や生産計画の調整のとき「条件交渉」に入り内題を实际的

に解決する方途を至急検討を要請しておいた。

FAIRCHILD
CAMERA AND INSTRUMENT
CORPORATION

(1971年2月)

CORPORATE HEADQUARTERS
464 Ellis Street
Mountain View, California 94040

FOR IMMEDIATE RELEASE

MOUNTAIN VIEW, Calif. -- The Fairchild Corporation has completed first stage training of its electronics manufacturing work force at its Oyama factory in Okinawa, it was announced today by George Scalise, vice president - international operations.

The factory, which employs 85 persons, opened in 1969 and has since introduced the manufacturing of integrated circuits, transistors and diodes. Scalise said new manufacturing techniques are being used which provide increased productivity. He used as an example Oyama's diode manufacturing operations where current machines are proving five times as productive as original methods.

Scalise added that training of Okinawan workers has been highly successful and that the Oyama factory is operating at peak efficiency. "Electronic manufacturing requires high-precision work, often using microscopes, and Okinawans have learned this type of work quickly and with excellent skills," Scalise said.

He added that Fairchild's future expansion plan has been submitted to GRI. "With the successful completion of the first stage training, we are confident our plan will be carried out," he said.

-O-

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

北米才二課長	条約局長	アメリカ局長
	条約課長	参事官
		北米才一課長
外資企業取扱問題		
(フェアチャイルド社 フリードマン 副社長 副社長の来訪) (292)		
46. 2. 12		
米北1		
3月12日 フェアチャイルド社 フリードマン 副社長 及び スカリーズ 海外部担当副社長から		
北米才1課長を来訪(米北1加藤同席)、 本件について合談を済ませたこと、要旨次のとおり。		
(1)		
1. フリードマン氏、今回訪日目的に言及、NEC との合談内容大略に及ぼした(法律事務所より)		
契約の wording の check 等の作業が済んだこと、 の由) こと、合談完了後通産省と接触した。		

米沖品一課、通産省
2/16

GA-5

外務省

656

7エアヤイルド (以下 FC と略称) の概要

日本で半導体の marketing R & manu-
facturing を行っている具体的な事業を
している

5112472000 (7:11) の条から
FC の沖縄営業計画拡張 547 計画を

prejudice するに当たっては、と述べた。
2 (1) 更に是方より、本支店設置につき、

1年前の申請に対し、未だ通産省の認可が
なされていない等種々説明の上 (橋本事務所の

合談記録-(491)- の 2 (1) 参照)、本店
の設置が認められたことは、FC の売上は

激減し、その建直には企画も含め 2年を
要するとの、たとえ支店設置が今でも認められ

1972年の2月17日 暗黙の了解であった。

7エアヤイルドのFCの概要

(2) (千葉社長より、先般マコーリー、ハースター
両弁護士と合意の際、両名は FC の関心事は
沖縄営業であり、支店設置に士は「はい」
1) の口を「はい」に「いいえ」と指摘 (7:11) に対し、
右の事実に至り、FC は 2-217、manu-
facturing, marketing, import, storing
等の業務を行っており、本支店の設置が
最重要の問題であり、(但し、このことは現行の
マコーリー業務の目的を以て支店設置申請
を取り下げたことを意味するものではなく、
NEC との新契約が、発効するに際し
(通産省の承認を以て実際)
かかる (注: 1973年10、11月頃) の2、
797 号に現申請の認可を受け、右契約
の発効後、契約内容に即して、支店の

定款を變更し、通産省側の承認を了すこと

(Tへの理由) 述べた。 (今迄は指図で済ま

(3) 当方より、FC側から申請に付した中規模
(上記条件に付した中規模)

の営業を以て満足 ~~する~~ 限り、
通産省との間に、忍耐強い、決定的な対話

を以て是非を必要とする旨指摘、
別添添付書類の内容を紹介の上、かかる

報道は、由は前者の態度硬しさを招くおそれあり
旨コメントせりとす、「ア」口 (1) 今日
有連絡に付して

通産省側と話し合つた事実はなく、(0)
本邦に付して報道関係者と合見したことは全く

ないこと述べた。(なお、本120期 2011-2012は
日本工業及アライ工業両紙の記者と話さ

したか、その時日本側には解決の理由あり)

半北に指図を以て済まし

(なお、NECS社との話し合ひは了したものと見られる)

発表を以て了すことありと見られること、
通産省側の承認が得られたこと発表を以て了す

ことありと見られること)

(4) 当方より、本土に於けるT Iの営業規模如何
(売上)

と須したとす、大体年160 2,500万トル
が本土半導体 2-3社の約5%を占めたり

と相違ないこと、またFCに比し日本産業
発展に於ける貢献の少くはT Iに於ける

現状の如き取扱ひが認められたこと片手落
せられたこと述べた。

(5) 当方より、FC側の将来日本側企業と
joint ventureを以て了す意向を有し

ことありとす、具体的相手は未定

117カと107カに及び、先方は(1)コソクル
 タント(スタンフォード・リフ-4社による)を通り
 内閣調査IT-2-3、NEC社にはかかる
 意向は、又 NEC 製品は FC による競争関係
 にあること、提議の承認は、政府承認の
 FCによる (v)
 解消の予定は、相当以前に、通産省に
 及び、同省が推薦するポスター候補者
 及び承認したとの意思を返してはどうか
 回答は、117カにせよ、前記1.の如く
 FCが本土に manufacturing 等を設ける
 ことへの材料を通産省側から提示して
 賛否を決定するとのこと。
 2. (1) 以上に及び、千葉課長より、FC 社の
 追加の材料を、通産省側から提示して
 解決するとのこと、通産省側は承認する

FC による FCR による米国内閣議員
 (129カ) (770-92)
 行方から始まる場合は、国防省の承認を
 必要とし、2127 日本政府の承認に及ぶ
 ことであること、米国内閣の承認が進行中
 にあること、動議を提出し、承認を
 (FC) 及び、右を諒とし、承認を
 請求し、同様の承認を受けること
 であること、(1) FC の取扱いに
 ついて、米国内閣の承認を
 得た後、I 課に送付し、R 課
 (0) 送達
 協定署名時までの本内閣の合理的
 解決は、是非を問うたこと
 であること
 (2) よって千葉課長より、上記(1)(1)に
 ついて、通産省との承認を
 得た後、
 必須な手順を踏むこと、但し

① ② ③
 ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

極秘
無期限
部の内
号

条約局長 *7* アメリカ局長 *4*
参事官 *5*
北米才二課長 *1* 条約課長 *7* 北米才一課長 *1*
新川 *1* 野 *1*

外資系企業取扱問題
(16) 渡川参事官内話

88. 3. 13
米比 1

3月12日、フェアキルク社フリードマン副社長
との合談後、干栗北米才1課長が、偶々上京中の
向川準備参事官と本社内にて引延合話を
行った際、同参事官は、(1) 協定署名時に
「日本政府は、フェアキルク社の将来適当な
commercial partner を見出し、本土に
その業務を行わせるよう好意的に配慮
する」との趣旨を明示した。後、同参事官は

2
話し合を話し合2行くこと 25 へく、211217
(0) 適当な機会にフェアキルク社側の
意向 (50-50、生産量制限等) に応じ
る用意はあつかう) を確認しなく
こととした旨述べた。

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

条約局長

条約課長

法規課長

北米第二課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

外資系企業取扱問題(フェアチャイルド)

フリードマン副社長の来訪)(その3)

46. 3. 16

米北一

(以下 FC と略称)

1. フェアチャイルド社、フリードマン副社長は、本16日午前、長島弁護士を同伴、通産省を往訪した。この

重工業局、電子核器電気課の榎本事務官は、本件話し合いの模様につき、概要をついで述べた。

(1) 経緯

(イ) 昨年11月2日、フリードマン及びストーン副

社長は赤沢重工業局長を来訪し、支店設置問題につき要請した際、同局長より、現在フェアチャイルド FC

GA-5

691

外務省

2

社(以下 FC と略称)は日本電気(以下 NEC と略称)

との包推契約により、NEC に FC 製品の

販売権を与えているのに、さらに支店を設置する必要があるのかよく判らない旨。

述べたところ、先方は、この支店は licencee のテクニカル・サービス及びアフター・サービスに限って

で営業させるつもりであり、これから実際のサービス面は、NEC 及び東京エレクトロニクスに

委託する予定がある旨述べた。

(ロ) 全局長より、おおよそ支店設置の話し合いの申請は

そのおしり事業目的と絞り変更する必要がある。通産省にも、そのラインに副的な結論を早急に示す旨述べた。

が、いつまでたっても支店設置事業目的の変更手続きを申請しないので、2月末に長島弁護士に促がした。

GA-6

外務省

と云う。先方では、通産省の返事を待っている
 と言い、双方間の理解が喰違っていることが
 判った。よって急変の手続きを進めるよう伝えて
 おいた。

(2) 話し合いの内容

(1) 麻生総括班長とて先方が提示越え
 支店の事業目的変更届の文案を見せると、
 アフターサービス及びテクニカルサービス以外に
 例は、sub-licence (NEC/日本電気) 東京エレクト
 ニック技術情報と云い、それを通じて、最終 user
 にサービスする(注)等、不明な点が多
 数あること、内部で十分検討の上、回答した
 い旨述べた。(回答期限はつけなかった)

(2) 先方より、~~FC~~社は最近おの都内
 FC

某所に「衛支店」と置いているようであるが、
 (電話はと云う、何れも「~~FC~~社である旨の回
 答が得られた。事実とすれば、外資法上違反の
 重大問題であり、折角好意的に扱っている
 のに、遺憾がある。但し、現在これ
 深く追究する気持はないう旨述べたこと、
 先方は俄かに狼狽も表面に、モゾモゾ言いつら
 当方の厚意を謝した。

(3) 先方より、NEC/日本電気の契約変更調印(本
 電気の有社/社製販売権を解消する内容の
 由)のため、今月末か4月初めに東京おのて
 その際、再度話し合いの旨述べたこと、
 その時は関係法案の取会上程等々について
 先方に希望日時での連絡が必要である旨
 答えおいた。

2. 本16日午後、別途、フリーマン 副社長
を本省に招致の上、同副社長が
(上記の)

午前中、通産省電子機器電気課相
当官との間に行なう会議等につき

聴取せらるる。要旨次のとおり。
(当方加藤応接)
(米比)

(1) 先方より、先般千葉課長との会議の
際、FCよりの支店設置申請後1年

以上になるのに、通産側は何ら
actionをとっていないと述べたのは

あやまり

通産省は1週間の1週間前、FCに申し、
(支店の事業目的の表現に因り都合あり)

申請書の wording を若干変更する
程に指示を発生しては、これを確認して

その二の英文を訂正する、通産省に送り、
訂正をいれると、東京米大使館にて

右の辺りを通報した旨、FCに、
今回の通産省との話し合いに、FCが

manufacturing, marketing を行う際の
支店を設置し、その具体的な条件――

EPS joint partnership あり、生産量
制限あり――に、この辺りを触れられた

旨述べた。

(2) 当方より、通産側との話し合いは外務省の奨励

すると、そのうち、通産省に送り、外務省

の creditability の問題はあり、今後
 本日の如き諸合を遂行するに当り、事前に
 当方の運送ありたる旨指摘（先方の承認
 論議）とて、今後にも留意する旨述べた。
 (3.) 当方より、今後のサインに二層したるに
 対し、NECとの諸合は先週土曜（13日）
 に終了、目下契約案を夫々本邦に
 持ち帰り、形式的承認を取り付け中、
 とす、右契約の二項目、日本政府の承認を
 乞ふことと見通しに二通、通産省に明言を
 述べた、右承認を乞ふこと、NECに於ては
 technical assistance を旨とする目下申請
 中の支店の業務内容を主として中がたし、
 吾等換之、半導体生産業務等を行はし

はるかにあり、
 承認の、現行申請の承認は先立、
 ありとす、
 not probable)、
 今後のサインに二層したる、(1) 支店設置の
 申請承認、(2) 支店業務内容の変更、(3)
 通産省の支店建設の承認、の
 了段階を考慮する旨述べた。
 (4) 当方より、とて、通産省との間に諸合の
 機運が備わらば、
 との諸合に当り、
 通産省に諸合の
 FCに於ては、
 援助を行はし、

生じた場合は、11月に7日連絡ありた。8

（謝表を提出して）

(ホバト)と云ふ。是方曰、本内通の容易な事
と云ふ事と云ふ事承知してあり、返還協定

署名時々の解決には固執せず、4月には
broad agreementが成立し、然るに

復帰時々の事なく、早い時期に言明SDに
つて arrangement を行なうことと云ふ

satisfactory なる事再々(ホバト)云ふ。